

○ 特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附則 (施行期日等)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第四条第三項の規定は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>2 第一条の規定(特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。))第七条の二ただし書の改正規定を除く。次条及び附則第三条において同じ。)による改正後の給与法(次条並びに附則第三条及び第四条第一項において「改正後の給与法」という。)及び第三条の規定による改正後の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(附則第三条及び第五条において「改正後の臨時措置法」という。)の規定は、令和五年四月一日から適用する。</p> <p>(当分の間の内閣総理大臣等の俸給月額等)</p> <p>第四条 内閣総理大臣並びに國務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び常勤の大臣補佐官のうち国会議員から任命されたもの(次項及び第三項において「内</p>	<p>附則 (施行期日等)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>2 第一条の規定(特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。))第七条の二ただし書の改正規定を除く。次条及び附則第三条において同じ。)による改正後の給与法(次条及び附則第三条において「改正後の給与法」という。)及び第三条の規定による改正後の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(附則第三条において「改正後の臨時措置法」という。)の規定は、令和五年四月一日から適用する。</p> <p>(新設)</p>

閣総理大臣等」という。)の俸給月額は、改正後の給与法第三条及び別表第一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

2| 内閣総理大臣等の期末手当の支給についての第一条の規定による改正後の給与法第七条の二の規定の適用については、同条ただし書中「百分の百七十五」とあるのは、「百分の百六十五」とする。

3| 内閣総理大臣等の期末手当の支給についての第二条の規定による改正後の給与法第七条の二の規定の適用については、当分の間、同条ただし書中「百分の百七十」とあるのは、「百分の百六十五」とする。

4| 前二項の規定の適用がある場合においては、各議院の議長、副議長及び議員が受ける国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第十一条の二第一項及び第十条の四の規定による期末手当については、同法第十一条の二第二項中「特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる者」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第四条第一項に規定する内閣総理大臣等」とする。

（当分の間の二千二十五年日本国際博覧会政府代表の俸給月額等）

第五条 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の俸給月額は、改正後の臨時措置法第六条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

〔新設〕

2| 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の期末手当の支給についての改正後の臨時措置法第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）附則第四条第一項に規定する内閣総理大臣等」とする。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。